



河川水質・悪臭測定検査の結果が出ました

☎ 住民環境課 環境対策係 ☎476-1111 (127・128)

～町では年2回、河川水質と悪臭の検査を実施しています～

○河川水質検査

水質汚濁に係る環境基準に基づき、生物化学的酸素要求量(BOD^{*1})、浮遊物質質量(SS^{*2})、大腸菌群数^{*3}の値を測定し、各水域の利水目的に応じた生活環境の保全に活かしています。

川には類型があり、きれいな川の水質を示す基準が定められています。基準よりも数値が高けれ

ば高いほど、川は汚れていることになります。川の水質汚染は、生活排水が原因のひとつと考えられます。きれいな川を維持するために、合成洗剤をできるだけ使わない、洗剤の量を減らすなどの努力をしましょう。調理に使用した油はそのまま流さず、資源ごみ収集に出すようにしましょう。

基準値 類型A	採水時期	令和3年10月			令和4年2月		
	項目	BOD	SS	大腸菌群数	BOD	SS	大腸菌群数
	単位	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100mℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100mℓ
	基準値	2.0	25.0	1,000	2.0	25.0	1,000
	菱田橋(菱田川)	3.9	10.0	29,000	4.8	14.0	25,000
	永池橋(菱田川)	0.6	3.0	28,000	0.5	3.0	10,000

※1) BOD
水中の有機物を微生物が分解するのに必要とされる酸素量の指数。

※2) SS
水中に浮遊する粒子径2mm以下の不溶解物質のこと。

※3) 大腸菌群数
水中に含まれる大腸菌群を数値化したもの。し尿汚染の指標とされる。

基準値 類型C	採水時期	令和3年10月			令和4年2月		
	項目	BOD	SS	大腸菌群数	BOD	SS	大腸菌群数
	単位	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100mℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100mℓ
	基準値	5.0	50.0		5.0	50.0	
	第二大橋(持留川)	7.4	21.0	270,000	4.3	9.0	28,000
	谷迫橋(持留川)	3.8	9.0	1,000	7.1	8.0	80,000
	高井田橋(田原川)	6.7	81.0	370,000	7.9	16.0	260,000
	小能橋(田原川)	2.5	21.0	50,000	5.5	87.0	12,000
	平良橋(田原川)	2.1	32.0	50,000	5.3	77.0	130,000
	横瀬橋(田原川)	5.7	9.0	0	4.3	4.0	60,000

○悪臭測定検査

悪臭防止法とは、事業活動が原因で発生する悪臭について必要な規制を行なうことで生活環境を保全し、住民の健康を保護する目的で施行されました。

町は悪臭防止法に基づき、規制地域内にある工場・事業場のうち任意の3地点で測定検査を実施しました。不快なお臭の原因となり、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質の測定結果を公表します。

令和3年8月					
項目	アンモニア ^{*1}	メチルメルカプタン ^{*2}	硫化水素 ^{*3}	硫化メチル ^{*4}	二硫化メチル ^{*5}
基準値(単位ppm)	2.000	0.004	0.060	0.050	0.030
A地点	0.1未満	0.0004	0.003	0.001未満	0.0009未満
B地点	0.1	0.0002未満	0.002未満	0.001未満	0.0009未満
C地点	0.1未満	0.0002未満	0.002未満	0.001未満	0.0009未満

※1) アンモニア
し尿の刺激臭

※2) メチルメルカプタン
腐った玉ねぎのようなにおい

※3) 硫化水素
腐った卵のようなにおい

※4) 硫化メチル
腐ったキャベツのようなにおい

※5) 二硫化メチル
腐ったキャベツのようなにおい

令和4年2月					
項目	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
基準値(単位ppm)	2.000	0.004	0.060	0.050	0.030
A地点	0.1未満	0.0002未満	0.002未満	0.001未満	0.0009未満
B地点	0.1未満	0.0002未満	0.002未満	0.001未満	0.0009未満
C地点	0.2	0.0002未満	0.002未満	0.001未満	0.0009未満

検査結果が基準値を超えた事業所に対し、適切な指導等を実施しています。